

9-1 私たちの課題 <標準編>

ファシズム

1920年代に台頭したファシズムは、大衆の経済的・社会的不安を巧みに利用して、大衆を支持基盤として成立した独裁的な政治体制であった。特にドイツでは、大衆を操作する組織的なプロパガンダ（宣伝）がおこなわれ、さまざまな国民投票を通じて、ナチスが強大な権力を掌握した。ファシズムのもとでは議会政治は否定され、暴力による人権の抑圧、軍事力による対外侵略などがおこなわれた。またドイツのヒトラーは「ゲルマン民族の優越」をとらえてユダヤ人を強制収容所に送り込み、600万人におよぶといわれる大量虐殺をおこなった。大衆民主主義が危機に際して残虐な独裁制を生んだという歴史的事実を、私たちは厳しく受け止めなければならない。

ファシズムを生んだ原因にはさまざまな事情があるけれども、その一つに「政治権力に対する批判的精神の欠如」を挙げることができる。第一次世界大戦後の混乱したドイツ社会において、ナチスのプロパガンダ（宣伝）が大衆に与えた影響は大きく、大衆はナチスに批判的なまなざしを向けることができなくなっていったのである。

当時と現代では生活環境は大きく変化したが、政治権力に対する批判的精神が必ずしも十分ではないという点においては、けっしてナチスの時代と大きく異なっていないのではないだろうか。

国境を越える秩序作り

現代の国際社会では、国家以外の多様な主体が活躍している。国際連合などの国際機構、ASEAN のような地域的国際機構などは、新しい主体である。多くは主権国家の代表からなる合議体であるが、EU のように共通の通貨を導入した例もある。地方自治体の国際活動も盛んである。多国籍企業も国際社会の重要な主体である。巨大な多国籍企業の資産額や売上額は、多くの主権国家の GNP を上回る。この経済力が一国の政治を左右する場合もある。NGO（非政府組織）は、市民の自発的な意志によって結成され、人権・環境・開発・福祉などの分野で国際的に活躍している。

今日では、経済活動の巨大化にともない、環境問題やエイズのような疾患も容易に国境を越えて世界に広がる。また、インターネットの普及で個人が国境を越えて容易に結びつく。国境という殻で仕切られた国家のみからなる国際社会という世界の成り立ちは、根底から変化しつつある。国家は国益の最大化を、企業は利潤の最大化をめざして行動してきたが、世界

コメント [T11]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、P142

の成り立ちの変化や地球的問題に対処するためにも、国境や利潤を越える秩序づくりが模索される。

日本の役割

変化の激しい国際社会にあつて、日本の役割はきわめて大きい。日本国民は平和憲法をもち、広島・長崎への原爆投下によって世界唯一の被爆国の国民となり、戦後一貫して国際平和のメッセージを世界に発信してきた。軍事費を GNP の 1 % 以内に抑える政策も長期間追求され、平和憲法に基づく経済政策のもとで、日本は世界でも屈指の経済大国になった。日本は、世界からその持てる力を世界の平和的発展のために活用しなければならないのである。

国際的批判に 応える

しかし現在の日本は、国際的な舞台では決して模範的な存在とはなっていない。次の世代を担う若者はこのことを重く受け止めてほしい。

たとえば日本は、「子どもの権利条約」の実施状況を監督している **子どもの権利委員会** や、国際人権規約の実施状況を監督している **国連自由権規約委員会** から、繰り返し国内の人権状況について「改善すべき」との勧告を受けている。【①】

競争の功罪

例えば私たちは「競争」の功罪を考えてみるべきである。確かに資本主義経済においては、企業が自由に競争することによって、より良い商品が多数生産され、社会は豊かになるという面がある。しかし競争が過度に進行し、競争に勝つためと称して最低限度の倫理や規則さえも守られなくなってしまうと（例：粗悪品の偽装など）、それは市場そのものの破壊につながる。

また、企業で働く従業員の賃金が、その成果によって差がつけるようになってしまうと（成果主義賃金）、従業員間の協力関係は失われ、職場は殺伐としたものになってしまう。学校でも成績で競争させられるようになれば、学ぶ意欲はかえって失われてしまうだろう。

組織の論理

私たちが社会に参加する場合、組織の論理とどう折り合いをつけていくかは重要な課題である。組織においては、上司の命令に従って働き上司に一定の成果を返すことが求められる。しかし医師や教師など専門的な職業においては、仕事の中身は上司からの命令によって決まるのではなく、患者や生徒の状況に応じて変化する。では組織に属している医師や教師の場合はどうか。組織の論理が優先するのか、専門職業人としての立場が優先するのだろうか。

コメント [T12]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、P176

① 現代では、国際法が定める人権保障の水準は高く、日本国憲法のそれを超えているという見解さえある。日本の人権状況は決して望ましい水準にあるとは言えない。

例えば国内の人権侵害について被害者が **国連自由権規約委員会** に通報できる制度（**個人通報制度**）を定めた国際人権規約第一議定書を日本は批准していない。